

# 平城京左京三条一坊十六坪 出土の漆紙文書

ここで報告するのは、平城宮東南隅・左京三条一坊十六坪を発掘した第32次調査(1966)の出土資料である。十六坪及び南隣の十五坪では、その後、第118-8次、第230次、第234次調査が実施され、これらの調査の知見は『1992平城概報』(1993)、『平城京左京三条一坊十四坪発掘調査報告』(1995)などに整理されている。それらによると十五・十六坪は、築地壝で南北2つの区画に分けられていたが、奈良時代を通じて一体として利用され、宮外官衙もしくは離宮的機能の施設があったと推定される。なお十六坪の大型井戸からは、「内匠寮」と記した木簡の断片が出土した(『平城木簡概報27』)。本漆紙文書が出土したのは、坪東北部にある土坑である。

さて、本資料は現在知られる限り、全国で最も早く出土した漆紙文書であるが、出土時点では文書と認識されず、後に別資料と併せて『平城京左京八条一坊三・六坪発掘調査報告書』(1985)などで報告された。しかし、再調査の結果、訂正、付加すべき点を見出したので、ここで報告する。

本文書は漆付着面を内側にして八折りにされているが、その後で破壊を被っている。現状では縦6.0cm、横4.1cmの三角形を呈しているが、仮に展開しても各片が直接つながらないため、もとの大きさや、かぶせられていた漆容器の形態などを推定することはできない。墨痕は最も外側に出ている断片の漆付着面に4行残り、オモテ面から鏡文字で確認できる。行間は約2.1cm、字の大きさは本文9mm、細字6mm四方。整った楷書で書かれる。界線、印影などは確認できないが、これは紙背から観察することによるかも知れない。

内容は、人名の下に年齢と年齢区分(現存部分では小字と正女のみ)を細字双行で記した歴名であり、「浮浪」の注記があるものも見える。したがって計帳に類似した帳簿であり、整った文字で記されていることからすると、各戸から提出された手実ではなく、淨書されたものであろう。2行目と3行目では、人名の傍らに墨点がそれぞれ上下2箇所ずつ残る。両者とも間隔は約2.1cmである。確言できないが、この距離から考えて画指であると見てても矛盾はない。但しそれが付されたのが、この計帳様文

漆紙文書赤外線画像(裏焼き)

書作成時であるか、  
後に何らかの目的  
でこの歴名を使用  
した際なのは明  
らかではない。な  
お、現存計帳類に  
は画指の例はない。

「浮浪」注記につ  
いては、正倉院に現

安女 小年 嶋  
正年 子十 小年  
年 月 九  
□ □ □  
□ □ □  
□ □ □  
和 銅  
カ

漆紙文書駄文

存する京畿内の計帳における浮浪逃亡注記を見ると、「逃」と記すもの、「(某所に)在」と記すものに限られ、「浮浪」と記すものがなかったが、本資料はその初めて見つかった例となる。その下の「和」の次の文字は、金偏の第3画目までが残るので、「和銅」となり、浮浪発生年次の注記であろう。次に本文書の年代であるが、浮浪逃亡者の計帳記載については、戸令戸逃走条に規定する三周六年法が実際には行われていないことが、天平5年(733)「右京計帳」などから知られる。そこで年齢を手がかりにすると、数え年9歳の者が和銅年間(708~715)に浮浪と認定されていることからすれば、文書の内容上の年代は、最も古くて和銅元年、新しくて和銅8(靈龜元)年生まれとして養老7年(723)となる。

本文書の廃棄元については、①十六坪内の施設で廃棄され、坪内の漆作業で使用された、②京進文書が宮内で廃棄され、十六坪内の施設に払い下げられた、③(京計帳の場合)京職で廃棄され、十六坪内施設に払い下げた、④某所で廃棄され、直接漆工人に払い下げられ、工人により漆容器とともに十六坪内にもたらされて使用されたなどの場合の他、それぞれの場合で反古紙市場が介在する可能性も想定でき、特定することはできない。

なお『年報1996』以来継続してきた漆紙文書の再調査は、ここで一応完了した。また本文書の調査においては、弘前大学の鐘江宏之氏の御教示を得た。

(館野和己/平城宮跡発掘調査部、古尾谷知浩/名古屋大学)